

岡垣町井戸等水質検査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲用、農業等で使用する井戸水の水質検査を自主的に行うものに対し、その費用の一部を補助することについて、岡垣町補助金等交付規則（平成24年岡垣町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、岡垣町内で現に井戸を使用している岡垣町内に所在する法人及び個人事業主（以下「事業者等」という。）並びに岡垣町内で生活する世帯の世帯主とする。

2 前項の規定に関わらず、交付対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者に該当するときは、この要綱による補助金の交付の対象としない。

(検査項目)

第3条 補助の対象となる検査項目は、PFOS及びPFOAとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、検査に要した経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、25,000円を限度とする。

2 前項の補助金交付額を算出したときの1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、井戸1か所につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 交付対象者は、岡垣町井戸等水質検査補助金交付申請書（様式第1号）に水質検査の見積書等の必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して交付

の可否を決定し、岡垣町井戸等水質検査補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 本補助金の交付決定を受けた交付対象者は、岡垣町井戸等水質検査補助金実績報告書（様式第3号）に必要な提出書類を添付し、水質検査実施後30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡垣町井戸等水質検査補助金確定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 交付対象者は、前条に規定する確定通知を受けたあと、速やかに岡垣町井戸等水質検査補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、当該交付対象者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金交付の条件に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条

の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。